

定住自立圏構想の推進による
広域連携の取り組み

平成 26 年 10 月

滋賀県 豊郷町長 伊藤 定勉

湖東定住自立圏の形成に関する協定書

彦根市・豊郷町

(平成21年10月 4日 協定締結)

(平成22年12月20日 変更協定締結)

(平成24年10月 1日 変更協定締結)

(平成25年12月25日 変更協定締結)

湖東定住自立圏の形成に関する協定書

彦根市(以下「甲」という。)と豊郷町(以下「乙」という。)は、湖東定住自立圏(以下「圏域」という。)の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、中心市宣言(定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知)第4の規定によるものをいう。)を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、甲乙が相互に役割を分担して人口定住のために必要な生活機能を確保しつつ、協調および連携を図りながら圏域全体の住民福祉の向上および地域振興を図るため、定住自立圏を形成することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 甲および乙は、前条に規定する目的の達成のために圏域を形成し、次条に規定する政策および施策の分野の取組において相互に役割を分担して協調および連携を図り、共同し、または補完し合うこととする。

(連携する取組の分野および内容ならびに甲乙の役割分担)

第3条 甲乙が相互に役割を分担して連携を図り、共同し、または補完し合う政策分野は、次の各号に掲げるものとし、その取組の内容ならびに当該取組における甲および乙の役割は、当該各号に規定するものとする。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

医療機関の機能分化とネットワーク化

(イ) 取組の内容

圏域内の限られた医療資源を有効に活用し、地域医療体制の強化を図るため、圏域内各医療機関相互の役割の明確化、機能分化、連携強化、ネットワーク化を促進する。

- a 急性期から回復期、維持期、在宅療養等への切れ目のない医療を適切かつ効率的に提供できるよう、圏域内各病院や診療所の役割分担をより明確にし、医療機関相互の連携強化を図る。
- b 第二次救急医療、小児救急医療等について、輪番制による病病連携により、救急車の受入れを断らない救急医療体制を確立する。
- c 周産期医療の充実を図る。
- d 画像情報等の診療情報を医療機関の間で送受信し、診療に活用できるシステムを構築する。
- e 圏域内の医療関係者が情報を共有するとともに、役割分担および連携を図る。

- f 第一次救急医療体制を担う休日急病診療所の充実を図る。
- g 訪問看護ステーションの充実を図る。
- h 要医療・要介護者等の身体機能の維持・回復による自立に向けた、リハビリテーション広域支援機能の充実を図る。

(イ) 甲の役割

- a 圏域内唯一の公立病院である彦根市立病院を中心として、圏域内各医療機関の役割の明確化、機能分化、連携強化およびネットワーク化を促進する。
- b 第二次救急医療、小児救急医療等について、救急車の受入れを断らない救急医療体制を確立するとともに、感染症および災害拠点体制の充実など、彦根市立病院の機能維持、拡充および安定した経営基盤の確立に努める。
- c 地域医療の連携のため、各医療機関・施設に対し、必要な支援を行うとともに、病院と各医療機関・施設との連携を図り、圏域における医療体制の確立ならびに地域医療に関する普及・啓発を行う。
- d 休日急病診療所、訪問看護ステーション、リハビリテーション広域支援機能などの充実を図る。

(ウ) 乙の役割

圏域内の中核的医療機関である豊郷病院の機能の維持拡充のため、必要な支援を行うとともに、各医療機関・施設との連携を図り、周辺市町の医療体制の確立ならびに地域医療に関する普及・啓発を行う。

イ 福祉

(ア) 障害者(児)福祉サービスの充実

a 取組の内容

高い専門性を要する障害者(児)に対する相談業務および支援が行えるよう、圏域内の市町が共同して障害者支援に関する業務を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を促進する。

b 甲の役割

- (a) 乙および関係機関と共同して、障害者支援に関する相談支援事業、地域活動支援センター事業などの委託業務等を実施するとともに、圏域内の障害者ニーズに対応できるようサービス提供基盤の整備を促進する。
- (b) 相談支援事業、地域活動支援センター事業などの共同委託業務に係る事務処理については、甲が代表して行う。

c 乙の役割

- (a) 甲および関係機関と共同して、障害者支援に関する相談支援事業、地域活動支援センター事業などの委託業務等を実施するとともに、圏域内の障害者ニーズに対応できるようサービス提供基盤の整備を促進する。

(イ) 次世代育成支援策

a 取組の内容

- (a) 次代を担う子どもの成長および保護者による子育てを支援するため、その方策および保育所・子育て支援センターなどの施設機能等について、情報交換などによる連携・充実を図る。
- (b) 支援者(職員)自身の資質向上や新たなボランティアの育成等に関し、ネットワーク化を図るなどにより、安心して子育てができる環境整備を促進する。

b 甲の役割

圏域内の子育て支援ネットワークを構築するための組織を立ち上げ、主宰する。関係支援者の資質向上および人材育成に関する研修・講座等を乙とともに企画・実施し、ネットワークを運営する。

c 乙の役割

甲と共同してネットワークの企画運営に参画するとともに、地域における子育て支援者の育成に努め、環境整備を促進する。

ウ 教育

(ア) 圏域内図書館相互の連携および拠点図書館の整備による図書サービスの充実

a 取組の内容

圏域内図書館における相互利用のため、図書館資料の物流などの多様なネットワークを構築するとともに、拠点図書館を整備することにより、圏域住民の誰もがどこでも利用しやすい図書サービスの環境整備を推進する。

b 甲の役割

圏域の拠点となる図書館を整備する。乙および関係機関と連携して、圏域内図書館における資料・情報、人・組織および図書館資料の物流などの多様なネットワークの調整と構築に取り組み、甲の住民を始め、圏域住民への図書サービスの充実・向上を図る。

c 乙の役割

甲と連携して、圏域内図書館での多様なネットワークの調整と構築に取り組み、乙の住民を始め、圏域住民への図書サービスの充実および向上を図る。

(イ) 人材の育成

a 取組の内容

次代を担う子どもたちが、確かな学力や豊かな心を身に付け、地域社会に貢献できるよう、人材の育成モデルを構築する。

地域密着型知的産業創出に向けた科学教育の充実を始め、グローバル社会に対応して、国際交流を深め、コミュニケーション力を高める国際教育の充実等を図るとともに、豊かな人間性や社会性をはぐくむ体験活動等を実施するほか、こうした取組を支える指導者の育成等を図る。

b 甲の役割

乙と協力して、地域社会に貢献する人材を育成するため、科学教育、国際教育、体験活動等の充実等を図る。

c 乙の役割

甲と協力して、地域社会に貢献する人材を育成するため、科学教育、国際教育、体験活動等の充実等を図る。

(ウ) 学校給食センターの整備・運営

a 取組の内容

子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けられるよう、学校給食を通じた食育の推進や学校給食の充実等を図るため、学校給食センターを整備するとともに、その円滑な運営に努める。

b 甲の役割

学校給食センターを整備するとともに、乙と連携して、当該センターを運営する。

c 乙の役割

甲の実施する学校給食センターの整備に協力するとともに、甲と連携して、当該センターを運営する。

エ 産業振興

(ア) 圏域経済の活性化ならびに雇用の創出および確保

a 取組の内容

交通の利便性など圏域の強みを生かし、高付加価値地場産業等の集積と高度化、人材育成を図り、企業立地を促進するなど、商工業の振興により、圏域経済の活性化や雇用の創出および確保を図る。

b 甲の役割

乙と協力して、圏域経済の活性化や雇用の創出および確保を図る。

c 乙の役割

甲と協力して、圏域経済の活性化や雇用の創出および確保を図る。

(イ) 観光振興および交流促進

a 取組の内容

びわ湖・近江路観光圏構想の推進などを通じ、圏域内相互の連携によって観光圏を形成し、その観光の魅力の増進により国際競争力を高め、内外からの観光客の来訪および滞在の促進を図る。また、農山村と都市との交流の促進を図る。

b 甲の役割

(a) びわ湖・近江路観光圏構想の推進などを通じ、「“三方よし”のふる里づくり」を基本コンセプトとし、体験型観光やツアーの企画など、圏域内相互の

連携によって観光圏を形成する。

(b) 旧城下町および中山道を始めとする歴史的風致の維持向上、佐和山、荒神山、お浜御殿等の観光資源の発掘整備、彦根城の世界遺産登録に向けた取組など、歴史・文化・景観のまちづくりを通じ、乙および関係機関と連携し、圏域内の観光の振興を図る。

(c) 広域的な連泊型観光、着地型観光などによる滞在型観光を目指し、乙および関係機関と連携しながら圏域内の観光の振興を図り、地域の活性化に取り組む。

(d) 乙および関係機関と連携しながら、農山村と都市との交流の促進を図る。

c 乙の役割

(a) びわ湖・近江路観光圏構想の推進などを通じ、「“三方よし”のふる里づくり」を基本コンセプトとし、体験型観光やツアーの企画など、圏域内相互の連携によって観光圏を形成する。

(b) 豊郷小学校旧校舎群を始め、中山道周辺の歴史・文化的遺産の保存活用を図り、甲と連携して圏域内の観光の振興を図る。

(c) 甲および関係機関と連携しながら、農山村と都市との交流の促進を図る。

(ウ) 有害鳥獣対策の推進

a 取組の内容

有害鳥獣による農林産物の被害防止や日常生活の不安解消のため、各市町で取り組む有害鳥獣対策に加え、圏域内の連携した捕獲活動や農林産物の被害防止活動に総合的に取り組む。

b 甲の役割

乙と緊密な情報交換を行い、有効な有害鳥獣対策を実施する。

c 乙の役割

甲と緊密な情報交換を行い、有効な有害鳥獣対策を実施する。

オ 環境

(ア) 取組の内容

a 低炭素社会の構築のため、地域ぐるみで行う環境保全活動を圏域全体に推進する。

b 豊かな生態系を有する琵琶湖の水質保全のため、河川流域単位を中心に水質保全活動を推進する。

(イ) 甲の役割

a 甲は、「彦根市低炭素社会構築都市宣言」を実践し、「地域行動計画」を中心に、自然エネルギーの活用や省エネルギー・省資源への取組を行うとともに、甲の区域における地域ぐるみで行う環境保全活動を推進するほか、乙と連携し、乙の区域内における温室効果ガス排出量算定や低炭素社会構築の活動推進に協力する。

b 甲は、生活排水対策推進計画等に基づき、生活排水や農業濁水など発生源ごとの対策を乙や区域内の事業者および住民団体等と連携し、啓発を中心に水質保全活動を推進する。

(ウ) 乙の役割

a 乙は、甲と連携し、地域ぐるみで行う環境保全活動を推進する。

b 二酸化炭素の排出を抑えるための資源活用として、太陽光発電、バイオマスエネルギーなどの自然エネルギー活用事業を推進する。

c 乙は、甲や区域内の事業者および住民団体等と連携し、啓発を中心に水質保全活動を推進する。

カ ごみ処理

(ア) 取組の内容

一般廃棄物(ごみ)処理に係る広域化の推進を図るため、事業実施主体となる彦根愛知犬上広域行政組合の下、地域の実情に応じた広域化事業の実現に取り組む。

(イ) 甲の役割

彦根愛知犬上広域行政組合および乙と連携して、ごみ処理の広域化に取り組む。

(ウ) 乙の役割

彦根愛知犬上広域行政組合および甲と連携して、ごみ処理の広域化に取り組む。

キ 消防および救急搬送

(ア) 取組の内容

甲が乙から受託した消防業務および救急搬送業務(搬送中の救急救命士による医療行為を含む。)において、業務の円滑な運営を図るとともに、医療機関との連携を図りながら、救急搬送のネットワークを築き、圏域内の連携の強化を図る。

(イ) 甲の役割

乙および関係機関と連携して、圏域内における情報収集や業務の円滑化を図る取組など、圏域住民へのサービスの充実・向上を図るための施策の構築を図る。

(ウ) 乙の役割

a 受益に応じた経費を負担する。

b 甲と連携して、圏域内での調整や業務の円滑化を図るため、住民への啓発等を行う。

ク 火葬場

(ア) 取組の内容

1市3町(彦根市、豊郷町、甲良町および多賀町)において供用している彦根愛知犬上広域行政組合の火葬場を、新たに愛荘町を加えた1市4町において供用するため、大規模災害にも強く、また、環境負荷の低い火葬場として整備し、快適で衛生的な生活環境の維持を図る。

(イ) 甲の役割

彦根愛知犬上広域行政組合同規約に規定する負担割合に基づき、彦根愛知犬上広域行政組合が新たに設置する火葬場の設置に必要な経費を負担する。

(ウ) 乙の役割

彦根愛知犬上広域行政組合同規約に規定する負担割合に基づき、彦根愛知犬上広域行政組合が新たに設置する火葬場の設置に必要な経費を負担する。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

地域公共交通ネットワークの構築

(ア) 取組の内容

- a 彦根市の地域公共交通総合連携計画と圏域内4町の連携計画との整合を図り、圏域内における公共交通の共通課題の解決に向けて調査研究、実証運行等を連携して取り組む。
- b 西日本旅客鉄道(株)および近江鉄道(株)と連携強化を図り、それぞれの鉄道へのアクセス向上のため、デマンドタクシーなど多様な交通体系を構築するとともに、JR 稲枝駅改築など駅関連施設や駅周辺施設などについて、効率的で、環境にやさしく、高齢者等に対応した取組を推進する。
- c 商店街、医療機関、企業、観光地等の所在地、イベント等の情報発信、路線バス等の分かりやすい経路・ダイヤ案内や、安全安心なバス停等の整備を総合的に取り組む。
- d 圏域内の公共交通の利用向上を図るため、関係団体や関係機関と連携し公共交通の啓発に取り組む。
- e 圏域内の公共交通ネットワーク化を図るため、道路管理者など関係機関との連携協力体制の構築および圏域として必要な道路網整備に取り組む。

(イ) 甲の役割

- a 彦根市地域公共交通総合連携計画を踏まえ、圏域内における移動動態や圏域外の動向を見定め、圏域の総合的な公共交通ネットワークの構築に取り組む。
- b 圏域内の連携計画の推進と併せ、圏域内の各市町の負担割合や実証運行に伴う調整や検証を行う。
- c 連携計画の推進に関する施設整備や啓発活動等を行う。
- d 道路管理者など関係機関との連携協力体制の構築を図る。

(ウ) 乙の役割

- a 甲と共同して、総合的な公共交通のネットワークの構築に取り組む。
- b 甲と共同して、圏域内の負担割合や実証運行に伴う検証を行う。
- c 甲と共同して、連携計画の推進に関する施設整備や啓発活動等を行う。
- d 甲と共同して、道路管理者など関係機関との連携協力体制の構築を図る。

イ (仮称)湖東三山スマートインターチェンジの整備

(ア) 取組の内容

(仮称)湖東三山スマートインターチェンジの建設促進を図るとともに、このインターチェンジに対するアクセス道路の整備やインターチェンジを活用した工業団地や観光開発などの地域振興策について連携して取り組む。

(イ) 甲の役割

(仮称)湖東三山スマートインターチェンジの建設促進を図るとともに、このインターチェンジに対するアクセス道路の整備やインターチェンジを活用した観光開発などの地域振興策について連携して取り組む。

(ロ) 乙の役割

(仮称)湖東三山スマートインターチェンジの建設促進を図るとともに、このインターチェンジに対するアクセス道路の整備やインターチェンジを活用した観光開発などの地域振興策について連携して取り組む。

ウ バイコロジー自転車道の整備促進と自転車道ルート(マップ)の整備

(ア) 取組の内容

環境にやさしい自転車優先道路の整備促進を図り、圏域内を自転車で往来できるように、圏域市町間や鉄道各駅からの自転車道ルート(マップ)の整備を図る。

(イ) 甲の役割

環境にやさしい自転車優先道路の整備促進(一般河川堤防敷の利用)、圏域市町間自転車道ルート(マップ)の整備を図る。

(ロ) 乙の役割

環境にやさしい既存自転車道の整備促進を図るとともに、圏域市町間や鉄道の駅からの自転車道ルート(マップ)の整備を図る。

エ 地域の生産者・消費者等の連携による地産地消の推進

(ア) 取組の内容

- a JA等関係機関と連携し、農産物をより安全・安心に生産できる体制整備を図る。
- b 学校給食を始め直売所や社員食堂等における地元農産物の安定的な利用拡大を図る。
- c 圏域内の生産者と消費者が「顔が見え、話ができる」関係に基づく地産地消を推進する。

(イ) 甲の役割

- a 乙および関係機関と連携して、地元農産物に対する学校給食を始め直売所や社員食堂等のニーズを把握し、圏域内での生産の計画を具体化するとともに、学校給食等への供給体制整備、供給システムづくりに努める。
- b 圏域内での農産物供給拡大を推進するため、乙と連携して、ニーズに合った農産物の生産拡大を図る。

(ロ) 乙の役割

- a 甲と連携して、圏域内での生産の計画を具体化するとともに、学校給食等への供給システムづくりに努める。
- b 圏域内での農産物供給拡大を推進するため、甲と連携して、ニーズに合った農産物の生産拡大を図る。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 職員の人材育成等

(ア) 取組の内容

職員の資質および政策課題への対応力等を高め、地域をけん引する人材の育成を図るため、合同による研修や研究等を行う。

(イ) 甲の役割

- a 甲が職員研修を実施するに際し、乙の求めに応じて、乙の職員に当該研修への参加の機会を設ける。
- b 甲乙共有の政策課題等について、甲がその対応策等を研究するに際し、乙の求めに応じて、乙の職員に共同で研究する機会を設ける。

(ロ) 乙の役割

- a 乙が職員研修を実施するに際し、甲の求めに応じて、甲の職員に当該研修への参加の機会を設ける。
- b 甲乙共有の政策課題等について、乙がその対応策等を研究するに際し、甲の求めに応じて、甲の職員に共同で研究する機会を設ける。

イ 職員等の交流

(ア) 取組の内容

専門性を有する業務において、業務ノウハウの提供および吸収をすることで、圏域全体の行政力向上を図るため、職員の人事交流を行う。

(イ) 甲の役割

- a 乙において改善等が必要な政策分野の業務ノウハウを提供するため、乙の求めに応じて、甲の職員を乙に派遣する。
- b 乙において改善等が必要な政策分野の業務ノウハウの吸収に資するため、乙の求めに応じて、甲は乙の職員を受け入れる。

(ロ) 乙の役割

- a 甲において改善等が必要な政策分野の業務ノウハウを提供するため、甲の求めに応じて、乙の職員を甲に派遣する。
- b 甲において改善等が必要な政策分野の業務ノウハウの吸収に資するため、甲の求めに応じて、乙は甲の職員を受け入れる。

ウ コンピュータシステムの共同利用・共同開発

(ア) 取組の内容

現在使用しているコンピュータシステムや今後開発予定のシステムについて、

経費の削減、事務の効率化、電算事故防止等のため、共同利用や共同開発について取り組む。

(イ) 甲の役割

コンピュータシステムの共同利用や共同開発について、乙とともに取り組む。

(ウ) 乙の役割

コンピュータシステムの共同利用や共同開発について、甲とともに取り組む。

(事務執行に当たっての連携、協力および費用負担)

第 4 条 前条に規定する取組を推進するため、甲乙は、相互に役割を分担して連携し、または協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前条に規定する取組を推進するため、甲乙は、前条において規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第 1 項の規定により必要となる手続または人員の確保に係る負担ならびに前条および前項に規定する費用の負担については、その都度甲乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第 5 条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第 6 条 甲または乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第 1 項の規定による通告があった日から起算して 2 年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第 7 条 この協定の規定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 彦根市元町 4 番 2 号

彦根市

彦根市長

乙 犬上郡豊郷町石畑 375 番地

豊郷町

豊郷町長

① 医療・消防救急

事業の取組方針

湖東圏域における周産期体制の確立や救急医療体制の強化等を中心として圏域内の限られた医療資源を有効に活用し、地域医療体制の強化を図るため、圏域内各医療機関相互の役割の明確化、機能分化、連携強化、ネットワーク化を促進する。

消防業務については、豊郷町、甲良町および多賀町の常備消防業務を受託により彦根市で実施し、消防、救助、救急などの業務において圏域全体で質の高いサービスを提供し、安全で安心して生活できるまちづくりを進める。

| 共生ビジョン掲載事業 | 関係市町名 | 事業費(千円) (H22～H26) | 進捗状況 評価 (A～D) |
|---------------------|--------------------|----------------------|------------------|
| ①周産期医療体制の確立 | 全市町 | 0 | C |
| ②彦根市立病院の経営基盤安定化 | 彦根市 | 4,093,561 | B |
| ③湖東地域医療支援センター設置等事業 | 全市町 | 950,313 | A |
| ④地域医療連携ネットワーク事業 | 全市町 | 0 | A |
| ⑤豊郷病院リハビリ病棟施設等整備事業 | 豊郷町 | 0 | A |
| ⑥看護師確保対策 | 全市町 | 7,500 | C |
| ⑦病院群輪番制・小児救急医療体制 | 全市町 | 136,991 | B |
| ⑧湖東地域リハビリ推進センター運営事業 | 全市町 | 50,000 | A |
| ⑨消防業務の充実 | 彦根市、豊郷町 甲良町、多賀町 | 899,629 | B |
| | 計 | 6,137,994 | |

部会の取組状況

[これまでの取り組み状況]

滋賀県地域医療再生計画に位置づけられている事業については、再生計画推進協議会と歩調を合わせて事業の推進や内容の検討を行ってきた。またこの施策における事業は各病院が実施するもの、病院相互が連携して進めるもの、保健や福祉、消防の事業など幅が広く、それぞれの関係部署が主体となって各事業を推進してきた。これまで、豊郷病院リハビリ病棟施設は建設を完了し、湖東地域医療支援センターは、工事着工の運びとなった。また、湖東地域医療連携ネットワーク事業も平成25年4月の本格稼働に向け着実に準備が進められている。その他、湖東地域リハビリ推進センターの運営、消防救急業務の充実など、着実に事業を進展させてきている。

彦根市立病院については平成21年度から経営改革プランに基づく取組を推進し、平成23年度決算において黒字決算および不良債権の解消を達成した。また、産科医を含む医師の確保については大学や関係機関に医師派遣の働きかけを行なうとともに、看護師確保に向けて奨学金制度の導入、宿舍借上げ等諸対策の実施の他、保育サービスの充実に努めている。

[政策分野の課題]

周産期医療体制については、県の地域医療再生計画にも位置づけられており、実現に向けては県等の協力が不可欠である。また、市立病院の経営基盤についても、累積赤字解消までの道のりは遠く一般会計からの繰出金の確保や診療報酬改定など、財政面での懸案事項は少なくない。地域医療支援センターは施設完成後の運営について体制整備等の諸準備を進めること、また、地域医療ネットワーク事業ではその運用にあたり患者の同意方法や個人情報保護対策、システム全体の運営体制の構築等の課題がある。看護師確保対策においても、奨学金の増加など担い手確保には効果が出ているものの定年前の退職者もあり、総枠としての人材確保を図っていく必要がある。

[今後の事業展開]

引き続き広域的な視点に立って、病院群輪番制や小児救急医療体制の確保、消防救急業務の充実を図るとともに、各事業の調整や個別事業の推進に努めていく。また、個々の事業については、周産期医療体制について大学や県等の関係機関への働きかけを続けるとともに、市立病院経営基盤の安定化に向け、平成24年度に策定する「中期経営計画」に基づき医療の質向上と健全経営に取り組む。地域医療支援センターと地域医療連携ネットワーク事業は施設完成や本格稼働後の運営・運用に向けた事業を進め、看護師確保については引き続き諸条件整備の充実に取り組んでいく他、湖東地域リハビリ推進センターは、地域医療支援センターとの連携を図っていく。

湖東地域医療支援センターイメージパース

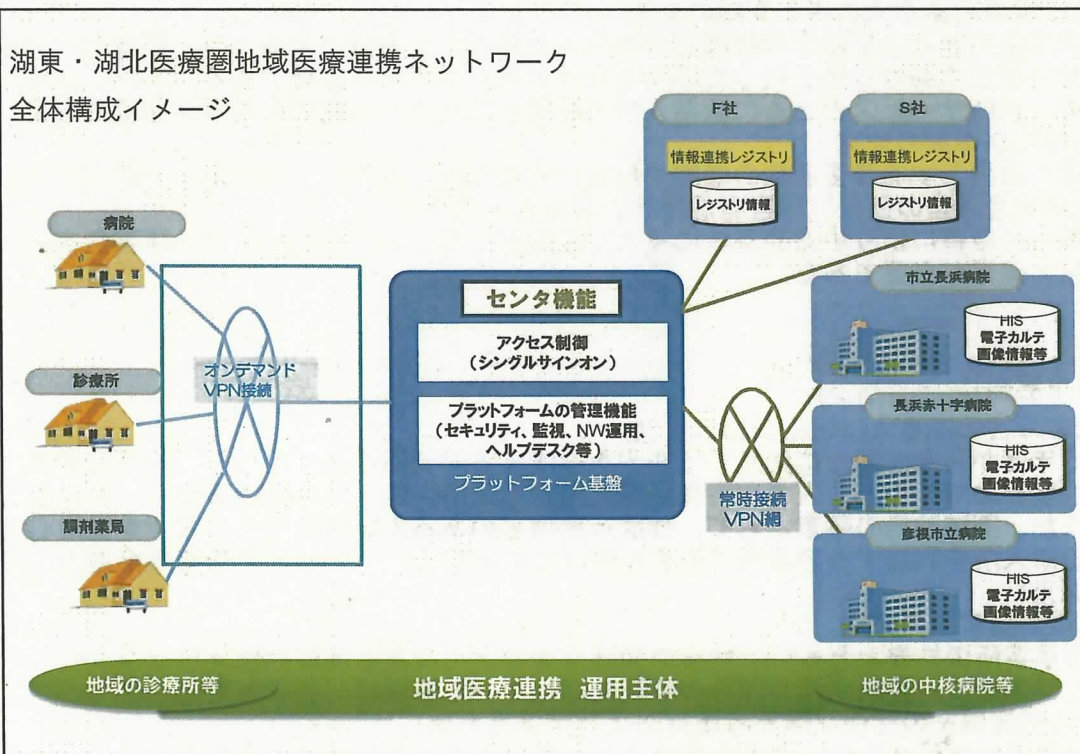


■湖東地域医療支援センター整備事業

事業費：729,353 千円

供用開始予定：平成 26 年 1 月

湖東・湖北医療圏地域医療連携ネットワーク
全体構成イメージ



⑥ 学校給食センターの整備・運営

事業の取組方針

子どもたちが食に関する知識と食を選択する力を養い、正しい食習慣を習得するとともに学校給食の一層の充実を図るため、学校給食センターを整備するとともに、その円滑な運営に努める。

| ビジョン掲載事業 | 関係市町名 | 事業費(千円) (H22~H26) | 進捗状況 評価(A~D) |
|----------------|----------------|----------------------|-----------------|
| ① 学校給食センター整備事業 | 彦根市、豊郷町 甲良町 | 1,768,990 | — |
| ② 学校給食センター運営事業 | 彦根市、豊郷町 甲良町 | 0 | — |
| ③ 学校配膳室整備事業 | 彦根市、甲良町 | 212,285 | — |
| ④ 学校ランチルーム整備事業 | 豊郷町 | 176,723 | — |
| | 計 | 2,157,998 | |

部会の取組状況

[これまでの取り組み状況]

平成24年10月に豊郷町と、同年12月に甲良町と、それぞれ協定変更を行い、「学校給食センターの整備・運営」を追加した。

協定変更以降、学校給食センターの整備・運営について協議を重ね、学校給食センターのコンセプトは、①ドライシステムを基本としHACCP(注1)の概念を取り入れた衛生管理体制、②安全でおいしい給食の提供、③効率のよい調理環境の確保、④地産地消の推進、⑤食育のための設備の充実、⑥環境負荷の低減、とすることで共通認識している。

学校給食センターの調理能力は、5,000食/日規模の施設を建設することとした。

経費については、食数で按分することで合意している。

また、平成24年11月に食器選定委員会を開催し、給食センターで使用する食器の種類、材質、サイズを決定した。

(注1) HACCP(ハザップ)・・・食品の安全(衛生)を確保する管理手法

[政策分野の課題]

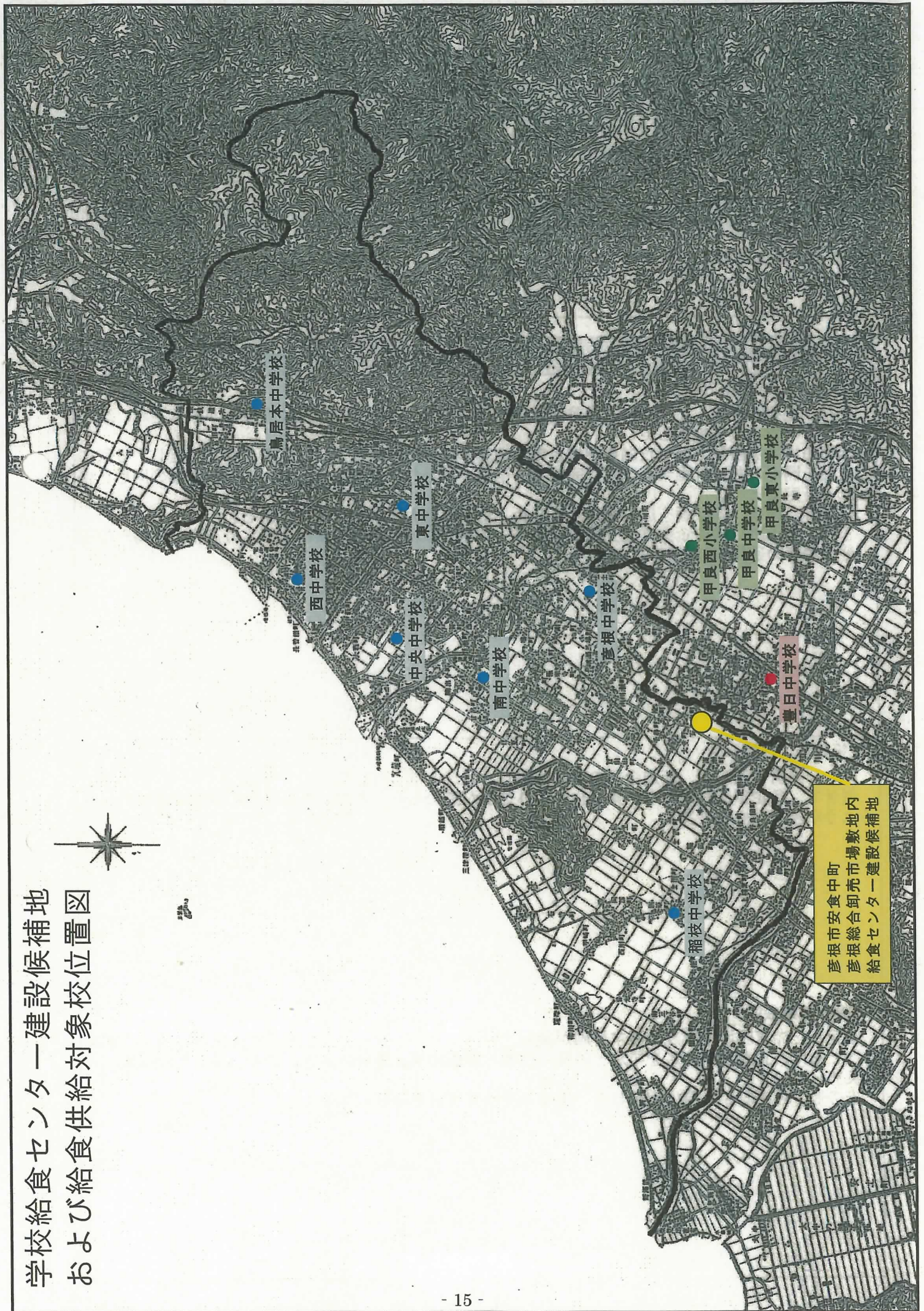
平成27年度供用開始に向け、熱源の決定や、食材の購入方法、給食費の取り扱い方などが今後の検討課題である。

[今後の事業展開]

平成27年4月の供用開始を目指し、平成25年度当初に学校給食センターの設計業務の入札を行うとともに、並行してプロポーザル方式により、学校給食センター内部の厨房機器の配置等について事業協力者を選定する。

業者決定後は、建物の設計業者と厨房機器の事業協力者との協議により設計を行い、平成26年度に工事に着手する予定である。

学校給食センター建設候補地
および給食供給対象校位置図



彦根市安食中町
彦根総合卸売市場敷地内
給食センター建設候補地

定住自立圏：学校給食センター負担金計算表（平成25年度実績）

※学校基本調査基準日（5月1日）現在の食数で按分

| | 彦根市 | | 豊郷町 | | 甲良町 | | 計 | |
|--|------------|-----|-------|-------|-----|-------|-------|-------|
| | 児童・生徒・教職員数 | 按分率 | 3,534 | 0.795 | 214 | 0.048 | | 697 |
| | | | | | | | 0.157 | 1,000 |

| | 全体額 | 分割後 | | |
|---------|------------|------------|---------|------------|
| | | 彦根市 | 豊郷町 | |
| 実施設計委託料 | 14,070,000 | 11,186,000 | 675,000 | 2,209,000 |
| | ① | | | 14,070,000 |

| | | | | |
|-----------|---------------|---------------|------------|---------------|
| 工事費請負 A | 1,832,544,000 | | | |
| 国庫補助金 B | △ 479,925,000 | | | |
| 差し引き工事費 C | A-B | 1,075,332,000 | 64,926,000 | 212,361,000 |
| | ②' | | | 1,352,619,000 |

| | | | | |
|---------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 工事監理委託料 | 8,402,400 | 6,680,400 | 403,000 | 1,319,000 |
| | ③ | | | 8,402,400 |

| | | | | |
|----------|--------|---------------|---------------|---------------|
| 事業費計 | ①+②+③ | 1,855,016,400 | | |
| 各市町の負担額計 | ①+②'+③ | 1,375,091,400 | 1,093,198,400 | 66,004,000 |
| | ④' | | | 215,889,000 |
| | | | | 1,375,091,400 |

| | | | | |
|-------------------|---------------|---------------|-------------|---------------|
| 工事請負費のうち起債対象経費 A' | 1,757,911,000 | | | |
| 起債対象事業費 | ①+A'+③ | 1,780,383,400 | | |
| 起債額(充当率90%) | ④' × ⑤/④ | 944,200,000 | 57,000,000 | 186,400,000 |
| | ⑥ | | | 1,187,600,000 |
| 一般財源 | ④-⑥ | 187,491,400 | 148,998,400 | 9,004,000 |
| | | | | 29,489,000 |

| 工事費請負 | |
|----------|---------------|
| 建築工事 | 564,840,000 |
| 電気設備工事 | 242,784,000 |
| 機械設備工事 | 572,400,000 |
| 厨房機器設備工事 | 452,520,000 |
| 計 | 1,832,544,000 |

| (うち起債対象事業費) | |
|-------------|---------------|
| | 564,840,000 |
| | 242,784,000 |
| | 572,400,000 |
| | 377,887,000 |
| | 1,757,911,000 |

← 厨房機器のうち起債対象事業費

→

⑪ 地域公共交通

事業の取組方針

現在運行しているバス路線を幹線として位置付け、利便性を再検証するとともに、支線として乗合タクシーの導入を検討するなど圏域全体を見据えた公共交通ネットワークを構築する。

| ビジョン掲載事業 | 関係市町名 | 事業費(千円) (H22~H26) | 進捗状況 評価(A~D) |
|------------------------|-------|----------------------|-----------------|
| ①湖東圏域公共交通の活性化に向け実施する事業 | 全市町 | 871,542 | B |
| ②駅関連施設や駅周辺施設の整備事業 | 全市町 | 3,292,163 | B |
| | 計 | 4,163,705 | |

部会の取組状況

[これまでの取り組み状況]

【湖東圏域公共交通の活性化に向け実施する事業】

湖東圏域内における公共交通の活性化とネットワーク化を図るため、地域公共交通総合連携計画に基づき、共通課題の解決に向けた調査研究、実証運行等について、構成市町をはじめ、企業や商店街等の各種関係機関と連携して取り組んだ。

- ・路線バスの路線の新設、延伸、減便、廃止およびダイヤ改善
- ・予約型乗合タクシー「愛のリタクシー」の運行
(圏域全域での路線延伸、停留所の追加、運賃統一、回数券の発行)
- ・多賀町内でのみ運行していた「ふれ愛タクシー」を「愛のリタクシー」に統合
- ・免許証自主返納者に対する支援
(予約型乗合タクシーまたは路線バスの回数券を無料交付)
- ・公共交通サービスに関する情報提供(総合時刻表作成等)
- ・公共交通利用促進事業
(エコ交通スタンプ制度、企業、路線バス沿線住民対象のモビリティマネジメント)
- ・路線バス運行に係る補助金交付

【駅関連施設や駅周辺施設の整備事業】

稲枝駅周辺整備事業では、都市計画決定を行い、都市計画事業として事業化を行い、測量・設計業務や事業用地の確保に取り組んでいる。また、稲枝駅舎改築・自由通路整備に向けて、西日本旅客鉄道(株)と基本協定の締結に向けた協議を進めている。

彦根駅東土地地区画整理事業では、彦根駅東口の開設に伴い、駅東口駅前広場や都市計画道路等公共施設および区画整理事業地内の宅地整備に努めている。

[政策分野の課題]

【地域公共交通の活性化に向け実施する事業】

路線バスの利用者数は若干回復傾向にあるが、バス運行事業者の運行収支は依然厳しく各市町の補助金に大きく依存しているため、運行費補助金の削減に向け、事業者に対しこれまで以上に経費節減を求めていく必要がある。

予約型乗合タクシーの利用者数は、これまでの料金値引きや回数券の販売、運行体系の見直しの結果、大幅に増加している。しかし、制度を理解されていない方々(特に高齢者)が多く、引続き啓発を行う必要がある。また、事業の効率化、補助金の抑制のためにも乗合率の向上を図っていく。

一方、マイカー利用者が公共交通機関の利用へ転換する「きっかけ」を提供し新たな需要を掘り起こすと同時に、超高齢社会に対応したバリアフリー車両の導入や交通弱者である高齢者の外出支援に向けた取組が必要である。

【駅関連施設や駅周辺施設の整備事業】

稲枝駅周辺整備事業では、平成24年度末に西日本旅客鉄道(株)と基本協定の締結ができる見込みであるが、財源の確保が必要である。また、駅前広場やアクセス道路の事業推進については、地権者や地元住民の理解と協力を得る必要がある。

彦根駅東土地地区画整理事業については、事業計画に基づき都市基盤の整備に努めているが、平成25年度の事業期限までの完了が困難となっていることから、施行期間や資金計画の見直しによる事業計画変更を行う必要がある。また、事業着手から10年以上経過していることから、地権者の権利確保のため、できるだけ早く換地処分を行う必要がある。

[今後の事業展開]

【地域公共交通の活性化に向け実施する事業】

地域公共交通確保維持改善事業に基づき、各種事業を実施する。

- ・ 路線バス対策（路線バス運行に対する補助金交付、バリアフリー車両の導入等）
- ・ 予約型乗合タクシーの本格運行
- ・ 公共交通利用促進事業（学校教育等との連携、モビリティマネジメント）
- ・ 広報活動の充実（機関紙の発行、予約型乗合タクシーの各集落単位での広報活動等）
- ・ 利便性向上、効果検証等

【駅関連施設や駅周辺施設の整備事業】

稲枝駅周辺整備事業では、平成27年度末の駅舎・自由通路開設に向けて事業推進を図るとともに、駅舎開設後できるだけ早期に駅前広場やアクセス道路の整備に取り組む予定である。

彦根駅東土地区画整理事業については、施行期間や資金計画の見直しによる事業計画変更を行い、引き続き早期の事業完了に向けて取り組んでいく。



■ 愛のりタクシー出発式の様子



■ 導入したノンステップバス

愛乗りタクシー利用者実績

(単位:人)

| 番号 | 路線名 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------------------------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 1 | 宮田線 | 448 | 745 | 895 | 1,072 |
| 2 | 山手線 | 274 | 494 | 673 | 592 |
| 3 | 小野線 | 50 | 63 | 203 | 580 |
| 4 | 新海浜線 | 332 | 1331 | 2,085 | 2,111 |
| 5 | 石寺線 | 286 | 1220 | 2,169 | 2,008 |
| 6 | 日夏線 | 389 | 508 | 744 | 1,126 |
| 7 | 河瀬東・豊郷線 | 575 | 925 | 1,547 | 2,379 |
| 8 | 亀山線 | 138 | 372 | 588 | 688 |
| 9 | 愛荘西部線 | 268 | 1536 | 2,054 | 2,057 |
| 10 | 金剛輪寺線 | 210 | 1609 | 2,983 | 2,952 |
| 11 | 甲良線 | 194 | 1503 | 3,091 | 4,559 |
| 12 | 河内線 | 120 | 613 | 1,255 | 2,150 |
| 13 | 萱原線 | | 627 | 1,632 | 2,022 |
| 14 | 大君ヶ畑線 | | 640 | 1,612 | 2,747 |
| 合 計 | | 3,284 | 12,186 | 21,531 | 27,043 |
| 豊郷町関連路線計 (5+6+7+9+10) | | 1,728 | 5,798 | 9,497 | 10,522 |